

平成二十八年総務省・財務省令第五号

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第二章及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第一章の規定に基づき、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において、「外国居住者等」、「居住者」、「非居住者」、「内国法人」又は「外国法人」とは、それぞれ外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する外国居住者等、居住者、非居住者、内国法人又は外国法人をいう。

（関連するプロジェクトの範囲）
第二条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下「令」という。）第四条第四項に規定する総務省令、財務省令で定めるものは、同項の外国居住者等の一のプロジェクトと商業的一体性を有する当該外国居住者等の他のプロジェクトとする。

第三条 租税条約等の実施に伴う所得税の非課税の規定の適用を受ける者の届出等）
第四条第一項、第九項、第十二項、第十三項及び第十六項、第六條第一項、第二項及び第五項並びに第九條第一項、第二項及び第五項の規定は、法第七條第一項の規定の適用がある同項に規定する事業から生ずる所得について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

租税条約等の規定	租税条約等の規定	租税条約等の規定
第四条第一項	相手国居住者等	外国居住者等（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。以下同じ。）
第四条第一項第一号	効力発生の日と 氏名、国籍	適用開始日（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十六條第一項に規定する適用開始日をいう。以下同じ。） 適用開始日と 氏名
第四条第一項第二号	管理され、かつ、支配されている 対価又は報酬に係る租税条約の相手国等	管理されている 支払を受ける者に係る外国（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。）
第四条第一項第三号	当該相手国等 租税条約の規定により所得税の免除	当該外国 外国居住者等所得相互免除法第七條第一項の規定の適用
第四条第十二項	外国法人は 租税条約の規定に基づき免除	外国法人（外国居住者等所得相互免除法第七條第三項に規定する外国法人をいう。以下同じ。）は 当該外国法人に係る外国においてその法令に基づき 当該外国に係る外国居住者等
第四条第十二項第一号	租税条約の規定において 当該租税条約の効力発生の日 所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地 、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び	適用開始日 所在地 及び
第四条第十二項第二号	租税条約の相手国等	外国
第四条第十二項第三号	租税条約の規定において	外国の法令に基づき
第四条第十二項第四号	のうち当該租税条約	のうち外国居住者等所得相互免除法第七條第三項
第四条第十二項第十号	同号の租税条約	外国居住者等所得相互免除法第七條第三項の規定の適用 外国居住者等所得相互免除法第七條第三項

第四條第十二項第十一号	相手国等の権限ある当局	外国の租税に関する権限のある機関
第六條第一項	相手国居住者等である個人	外国居住者等である非居住者
第六條第一項第一号	租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第七条第一項の規定の適用
第六條第一項第二号	当該租税条約の効力発生の日	適用開始日
第六條第一項第一号	氏名、国籍	氏名
第六條第一項第二号	保険年金に係る租税条約の相手国等	支払を受ける者に係る外国
第六條第一項第一号	当該相手国等	当該外国
第六條第一項第三号	租税条約の規定に基づき所得税の免除	外国居住者等所得相互免除法第七条第一項の規定の適用
第九條第一項	相手国居住者等は	外国居住者等は
第九條第一項第一号	租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第七条第一項の規定の適用
第九條第一項第二号	当該租税条約の効力発生の日	適用開始日
第九條第一項第一号	氏名、国籍	氏名
第九條第一項第二号	管理され、かつ、支配されている	管理されている
第九條第一項第二号	国内源泉所得に係る租税条約の相手国等	支払を受ける者に係る外国
第九條第一項第三号	当該相手国等	当該外国
第九條第一項第三号	所得税の免除	外国居住者等所得相互免除法第七条第一項の規定の適用
2	租税条約等実施特例省令第九条の十の規定は、法第七条第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第九条の十第一項中「租税条約の規定に基づき軽減又は免除」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第三項の規定の適用」と、「第四条第十二項、第十三項前段及び第十五項（同項の規定にあつては、同条第十二項の規定により届出書を提出すべき場合を除く。）」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第三条第一項において準用する第四条第十二項及び第十三項前段」と、同条第三項中「第四条第十二項第十一号」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第三条第一項において準用する第四条第十二項第十一号」と読み替えるものとする。	
第四條	外国居住者等の内部取引に係る国税庁長官の確認を受ける場合の手続	
一	当該申出をする者の氏名及び住所若しくは居所（個人番号（行政手続における特定の番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を有する者にあつては、氏名、住所又は居所及び個人番号）又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を有する者にあつては、名称、本店若しくは主たる事務所の所在地、その事業が管理されている場所の所在地及び法人番号）	
二	当該確認を受けようとする事情の詳細	
三	その他参考となるべき事項	
（外国関連者との取引に係る国税庁長官の確認を受ける場合の手続）		
第五條	前条の規定は、法第十四条第一項の国税庁長官の確認について準用する。この場合において、前条中「の外国居住者等」とあるのは「の居住者又は内国法人」と、同条第一号中「管理されている」とあるのは「管理され、かつ、支配されている」と読み替えるものとする。	
第六條	租税条約等実施特例省令第二条第一項（第五号ホ及びヘを除く。）から第六項まで及び第十項（第三号を除く。）から第十九項までの規定は、法第十五条第一項又は第二項の規定の適用がある外国居住者等対象配当等（対象配当等（同条第一項に規定する対象配当等をいう。次項及び第三項において同じ。）のうち、外国居住者等に係る外国（法第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。）においてその法令に基づき当該外国居住者等の所得として取り扱われるものをいう。）について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第二条第一項（第五号ホ及びヘを除く。）から第三項まで、第五項及び第十項中「相手国居住者等配当等」とあるのは「外国居住者等対象配当等」と、同項（第三号を除く。）並びに同条第十三項（第一号を除く。）から第十五項まで、第十七項（第二号を除く。）及び第十八項中「相手国居住者等上場株式等配当等」とあるのは「外国居住者等上場株式等対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第一項	相手国居住者等は	外国居住者等（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。以下同じ。）は
	法第三条の二第一項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第六条第一項
	当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除	外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項又は第二項の規定の適用

第一項第一号	当該租税条約の効力発生の日	適用開始日（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十六条第一項に規定する適用開始日をいう。第十一項において同じ。） 氏名
第一項第二号	管理され、かつ、支配されている 係る当該相手国等	管理されている 係る外国（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。） が当該外国
第一項第三号	当該租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項又は第二項の規定の適用
第一項第五号イからニまで	配当（租税条約に規定する配当 国内にその源泉がある 配当に 利子（租税条約に規定する利子 利子で 利子の 使用料（租税条約に規定する使用料 使用料の 配当、利子、その他の所得又は譲渡収益 当該異動前に適用される租税条約の規定と異なる定めがある当該租税条約 相手国居住者等は 配当又は利子 第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除 同項 租税条約の相手国等の権限ある当局のその者が つき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等	対象配当（外国居住者等所得相互免除法第十五条第二十九項第一号に規定する対象配当 所得税法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得に該当する 対象配当に 対象利子（外国居住者等所得相互免除法第十五条第二十九項第二号に規定する対象利子 対象利子で 対象利子の 対象使用料（外国居住者等所得相互免除法第十五条第二十九項第三号に規定する対象使用料 対象使用料の 対象利子 外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項又は第二項 外国居住者等は 対象利子 外国居住者等所得相互免除法第十五条第二項の規定の適用 第一項 外国居住者等に係る外国の租税に関する権限のある機関のその者が当該外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる 相当する所得をその者に相当する居住者又は内国法人の所得とした場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課せられたらば当該外国において同条第二項の規定により当該対象利子に対して所得税を課さないこととされる条件と同等の条件により所得税に相当する税の免除を受けることができる場合における当該その者であつて、かつ、外国 外国の租税に関する権限のある機関 外国居住者等 外国居住者等 外国居住者等所得相互免除法第十五条第二項の規定の適用を受けるための を前項 外国居住者等で 外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項又は第二項の規定の適用
第六項	相手国等の権限ある当局 相手国居住者等 同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める を同項 相手国居住者等で	
第十項	当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除 （同項の） 相手国居住者等は	（租税特別措置法第九条の三の二第一項の） 外国居住者等は
第十項第一号	氏名、国籍	氏名

第十項第二号	管理され、かつ、支配されている 係る当該相手国等	管理されている 係る外国
第十一項	が当該相手国等 平成二十六年一月一日	が当該外国 適用開始日
第十三項	相手国居住者等上場株式等配当等につき当該相手国居住者等上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	外国居住者等上場株式等対象配当等につき外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項又は第二項の規定の適用
第十五項	第十項に規定する租税条約の規定に基づき免除 同項第一号 租税条約の相手国等の権限ある当局のその者が つき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等	外国居住者等所得相互免除法第十五条第二項の規定の適用 第十項第一号 外国居住者等上場株式等対象配当等に係る外国の租税に関する権限のある機関のその者が当該外国の法令により所得に相当する税の課税標準となる 相当する所得をその者に相当する居住者又は内国法人の所得とした場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課せられたらば当該外国において同条第二項の規定により当該外国居住者等上場株式等対象配当等に対して所得税を課さないこととされる条件と同等の条件により所得税に相当する税の免除を受けることができる場合における当該その者であつて、かつ、外国
第十六項	相手国等の権限ある当局 同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める を同項	外国の租税に関する権限のある機関 外国居住者等所得相互免除法第十五条第二項の規定の適用を受けるための を前項
第十七項	相手国等	外国
第十七項	相手国居住者等上場株式等配当等につき当該相手国居住者等上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	外国居住者等上場株式等対象配当等につき外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項又は第二項の規定の適用
第二号	2 租税条約等実施特例省令第二条の第二項（第六号ホを除く。）から第五項まで及び第九項（第四号を除く。）から第十八項までの規定は、法第十五条第三項又は第四項の規定の適用がある株主等対象配当等（対象配当等のうち、外国法人（同条第三項に規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）に係る外国においてその法令に基づき当該外国法人の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十四号に規定する株主等（当該外国法人が同条第八号に規定する人格のない社団等である場合の株主等に準ずる者を含む。）である当該外国に係る外国居住者等の所得として取り扱われる部分をいう。）について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第二条の第二項第一号及び第三号から第七号まで（第六号ホを除く。）、第四項並びに第九項中「株主等対象配当等」とあるのは「株主等対象配当等」と、同項第一号、第三号、第五号及び第六号並びに同条第十二項（第一号を除く。）から第十四項まで、第十六項（第二号を除く。）及び第十七項中「株主等上場株式等配当等」とあるのは「株主等上場株式等対象配当等」と読み替へるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。	
第一項	所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等を含む。） 法第三条の二第三項 株主等配当等（ 一株主等配当等 当該株主等配当等に係る株主等である者に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除 、当該株主等配当等 当該租税条約の効力発生の日 株主等配当等が 法第三条の二第二項 配当等（ 一配当等 の名称、	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第十五条第三項に規定する外国法人（ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（以下「外国居住者等所得相互免除法施行規則」という。）第六条第二項 株主等対象配当等（ 一株主等対象配当等 外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定の適用 、当該株主等対象配当等 適用開始日（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十六条第一項に規定する適用開始日をいう。以下同じ。） 株主等対象配当等が 外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項 対象配当等（ 対象配当等 の名称及び

	所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地	所在地
第一項第一号	配当等 租税条約の相手国等	対象配当等
第一項第三号から第七号まで	租税条約の規定において うち当該租税条約 当該租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除 配当の 配当に 利子で債券に係るものの 利子で債券に係るもの以外 利子の 使用料の支払を 当該使用料 同号の租税条約 相手国等の権限ある当局	及び 外国法人に係る外国（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。） 対象配当等の 外国法人に係る外国の法令に基づき うち外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項 外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定の適用 外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する前条第一項第五号イに規定する対象配当の 対象配当に 対象利子（外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する前条第一項第五号ロに規定する対象利子をいう。以下同じ。）で債券に係るものの 対象利子で債券に係るもの以外 対象利子の 外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する前条第一項第五号ニに規定する対象使用料の支払を 当該対象使用料 外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項 外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関
第二項	株主等配当等の 当該株主等配当等	株主等対象配当等の 当該株主等対象配当等
第四項	第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除 同項 租税条約の相手国等の権限ある当局の当該免除 者が つき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等	第一項 外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の同条第四項の規定の適用 者が当該外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる 相当する所得を当該株主等である者に相当する居住者又は内国法人の所得とした場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課せられるとしたならば当該外国において同項の規定により当該対象利子に対して所得税を課さないこととされる条件と同等の条件により所得税に相当する税の免除を受けることができる場合における当該株主等である者であつて、かつ、外国 外国の租税に関する権限のある機関 外国居住者等所得相互免除法第十五条第四項の規定の適用を受けるための を前項
第五項	相手国等の権限ある当局 同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める を同項	外国の租税に関する権限のある機関 外国居住者等所得相互免除法第十五条第四項の規定の適用を受けるための を前項
第九項	「株主等上場株式等配当等 当該株主等上場株式等配当等に係る株主等である者に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除 株主等上場株式等配当等の （同項の） 受ける株主等上場株式等配当等	「株主等上場株式等対象配当等 外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定の適用 （租税特別措置法第九条の三の二第一項の） 受ける株主等上場株式等対象配当等
第九項第一号から第三号まで	配当等の の名称、	対象配当等の の名称及び

	で、第五号及び第六号	所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地（ ） 、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び の配当等 租税条約の相手国等 租税条約の規定において 及び当該租税条約 同号の租税条約 相手国等の権限ある当局 平成二十六年一月一日 株主等上場株式等配当等につき当該株主等上場株式等配当等に係 る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除 配当等の	所在地（ ） 及び の対象配当等 外国法人に係る外国 及び外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定 外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関 適用開始日 株主等上場株式等対象配当等につき外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定の適用 対象配当等の
第十四項	第九項に規定する租税条約の規定に基づき免除 同項第一号	第九項に規定する租税条約の規定に基づき免除 同項第一号	外国居住者等所得相互免除法第十五条第四項の規定の適用 第九項第一号 外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の同条第四項の規定の適用 者が当該外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる 相当する所得を当該株主等である者に相当する居住者又は内国法人の所得とした場合にその所得に対して当該所 得税に相当する税が課せられるとしたならば当該外国において同項の規定により当該株主等上場株式等対象配当等 に対して所得税を課さないこととされる条件と同等の条件により所得税に相当する税の免除を受けることができ る場合における当該株主等である者であつて、かつ、外国
第十五項	相手国等の権限ある当局 同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める を同項	相手国等の権限ある当局 同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める を同項	外国の租税に関する権限のある機関 外国居住者等所得相互免除法第十五条第四項の規定の適用を受けるための を前項 対象配当等の
第十六項第一号	相手国等	相手国等	外国
第十六項第二号	株主等上場株式等配当等につき当該株主等上場株式等配当等に係 る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除 配当等の	株主等上場株式等対象配当等につき外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定の適用 対象配当等の	
第十六項第三号及び第五号			
3	租税条約等実施特例省令第二条の三第一項（第六号ホを除く。）から第五項まで及び第七項から第十八項まで（第八項第四号を除く。）の規定は、法第十五条第五項又は第六項の規定の適用があ る相手国団体対象配当等（対象配当等のうち、非居住者又は外国法人に係る外国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつている当該外国において設立された団体の所 得として取り扱われるものをいう。）について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第二条の三第一項第一号から第七号まで（第六号ホを除く。）及び第十号、第四項、第七項並 びに第八項中「相手国団体対象配当等」とあるのは「相手国団体対象配当等」と、同項（第四号を除く。）並びに同条第十一項から第十四項まで（第十二項第二号を除く。）、第十六項（第二号を除く。） 及び第十七項中「相手国団体上場株式等配当等」とあるのは「相手国団体上場株式等対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第一項	法第三条の二第五項 「相手国団体配当等」 「相手国団体配当等」 当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税 条約の規定に基づき軽減又は免除 、当該相手国団体配当等	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（以下「外国居住者等所得相互免 除法施行規則」という。）第六条第二項 相手国団体対象配当等 「相手国団体対象配当等」 「相手国団体対象配当等」 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」と いう。）第十五条第五項又は第六項の規定の適用 、当該相手国団体対象配当等	

	当該租税条約の効力発生の日 受ける相手国団体配当等	適用開始日（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十六条第一項に規定する適用開始日をいう。以下同じ。） 受ける相手国団体対象配当等
第一項第一号	氏名、国籍 管理され、かつ、支配されている	氏名 管理されている
第一項第二号	相手国等 租税条約の相手国等	非居住者又は外国法人に係る外国（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。） 非居住者又は外国法人に係る外国
第一項第三号	当該相手国等の 配当等	当該外国において設立された 対象配当等（外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項に規定する対象配当等をいう。以下同じ。）で
第一項第四号	租税条約の規定において 配当等	非居住者又は外国法人に係る外国の法令に基づき 対象配当等（外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項に規定する対象配当等をいう。以下同じ。）で
第一項第五号から第七号まで	当該租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除 配当の 配当に 利子で債券に係るものの 利子 利子で債券に係るもの以外 利子の 使用料の支払を 当該使用料	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する第二条第一項第五号イに規定する対象配当の 対象配当に 対象利子（外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する第二条第一項第五号ロに規定する対象利子をいう。以下同じ。）で債券に係るもの 対象利子で債券に係るもの以外 対象利子の 外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する第二条第一項第五号ニに規定する対象使用料の支払を 当該対象使用料
第一項第十号	相手国等の権限ある当局	非居住者又は外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関
第二項	相手国団体配当等の 当該相手国団体配当等	相手国団体対象配当等の 当該相手国団体対象配当等
第四項	配当又は利子 第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除 同項 租税条約の相手国等の権限ある当局 相手国団体が つき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等	第一項 外国居住者等所得相互免除法第十五条第六項の規定の適用 非居住者又は外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関 相手国団体が当該外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる 相当する所得を当該相手国団体に相当するもの所得とした場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課せられるとしたならば当該外国において同条第六項の規定により当該対象利子に対して所得税を課さないこととされる条件と同等の条件により所得税に相当する税の免除を受けることができる場合における当該相手国団体であつて、かつ、外国
第五項	相手国等の権限ある当局 同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める を同項	外国の租税に関する権限のある機関 外国居住者等所得相互免除法第十五条第六項の規定の適用を受けるための を前項
第七項	第三国団体配当等 次条第一項 特定配当等 第二条の五第一項 構成員条約届出書	第三国団体対象配当等 外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第四項において準用する次条第一項 特定対象配当等 外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第五項において準用する第二条の五第一項 構成員条約届出書
第八項	当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除	外国居住者等所得相互免除法第十五条第五項又は第六項の規定の適用

第八項第一号	(同項の) 氏名、国籍	(租税特別措置法第九条の三の二第一項の) 氏名
第八項第二号	管理され、かつ、支配されている 相手国等	管理されている 非居住者又は外国法人に係る外国
第八項第五号 及び第六号	租税条約の相手国等 配当等の	非居住者又は外国法人に係る外国 対象配当等の
第八項第十号	相手国等の権限ある当局	非居住者又は外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関
第九項	平成二十六年一月一日	適用開始日
第十項	第三国団体上場株式等配当等	第三国団体上場株式等対象配当等
第十一项	次条第八項 特定上場株式等配当等	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第四項において準用する次条第八項 特定上場株式等対象配当等
第十二項	第二条の五第九項 次条第十一項又は 次条第九項	外国居住者等所得相互免除法施行規則第五条第五項において準用する第二条の五第九項 外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第四項において準用する次条第十一項又は外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第五項において準用する
第十二項第一号	相手国団体上場株式等配当等につき当該相手国団体上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	相手国団体上場株式等対象配当等につき外国居住者等所得相互免除法第十五条第五項又は第六項の規定の適用
第十二項第二号	配当等の	対象配当等の
第十四項	第八項に規定する租税条約の規定に基づき免除 同項第一号	外国居住者等所得相互免除法第十五条第六項の規定の適用 第八項第一号
	租税条約の相手国等の権限ある当局	非居住者又は外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関
	相手国団体が	相手国団体が当該外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる
	つき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等	相当する所得を当該相手国団体に相当するもの所得とした場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課せられるとしたならば当該外国において同条第六項の規定により当該相手国団体上場株式等対象配当等に対して所得税を課さないこととされる条件と同等の条件により所得税に相当する税の免除を受けることができる場合における当該相手国団体であつて、かつ、外国
第十五項	相手国等の権限ある当局	外国の租税に関する権限のある機関
	同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に定める	外国居住者等所得相互免除法第十五条第六項の規定の適用を受けるための
	を同項	を前項
第十六項第一号	相手国等	外国
第十六項第二号	相手国団体上場株式等配当等につき当該相手国団体上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	相手国団体上場株式等対象配当等につき外国居住者等所得相互免除法第十五条第五項又は第六項の規定の適用
第十六項第三号 及び第五号	係る配当等 第二号の租税条約の規定において	係る対象配当等 相手国団体上場株式等対象配当等に係る外国の法令に基づき

4 租税条約等実施特例省令第二条の四第一項(第六号ホを除く。)から第五項まで及び第七項から第十八項まで(第八項第四号を除く。)の規定は、法第十五条第七項又は第八項の規定の適用がある同条第七項に規定する第三国団体対象配当等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第二条の四第一項第一号から第七号まで(第六号ホを除く。)及び第十号、第四項、第七項並びに第八項中「第三国団体配当等」とあるのは「第三国団体対象配当等」と、同項(第四号を除く。)並びに同条第十一項から第十四項まで(第十二項第一号を除く。)、第十六項(第二号を除く。)及び第十七項中「第三国団体上場株式等配当等」とあるのは「第三国団体上場株式等対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	法第三条の二第七項 第三国団体配当等（ 「第三国団体配当等」 ） 当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除 、当該第三国団体配当等 受ける第三国団体配当等	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」とい う。）第十五条第七項 第三国団体対象配当等（ 「第三国団体対象配当等」 ） 外国居住者等所得相互免除法第十五条第七項又は第八項の規定の適用
第一項第二号	受ける第三国団体配当等 租税条約の相手国等	適用開始日（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十六条第一項に規定する適用開始日 をいう。以下同じ。） 受ける第三国団体対象配当等 非居住者又は外国法人に係る国以外の外国（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。）
第一項第三号	当該相手国等の 配当等で	当該外国において設立された 対象配当等（外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項に規定する対象配当等をいう。以下同じ。）で
第一項第四号	租税条約の規定において 当該租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	非居住者又は外国法人に係る国以外の外国の法令に基づき 外国居住者等所得相互免除法第十五条第七項又は第八項の規定の適用
第一項第五号から第七号まで	配当等の 配当の 配当に 利子で債券に係るものの 利子で債券に係るもの以外 利子の 使用料の支払を 当該使用料 相手国等の権限ある当局	対象配当等の 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（以下「外国居住者等所得相互免除 法施行規則」といふ。）第六条第一項において準用する第一条第五号イに規定する対象配当の 対象配当に 対象利子（外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する第二条第一項第五号ロに規定する対象利子 をいう。以下同じ。）で債券に係るものの 対象利子で債券に係るもの以外 対象利子の 外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する第二条第一項第五号ニに規定する対象使用料の支払を 当該対象使用料 非居住者又は外国法人に係る国以外の外国の租税に関する権限のある機関
第二項	第三国団体配当等の 当該第三国団体配当等 配当又は利子	第三国団体対象配当等の 当該第三国団体対象配当等 対象利子
第四項	第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除 同項 租税条約の相手国等の権限ある当局 第三国団体が つき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を 受けることができる相手国等	第一項 外国居住者等所得相互免除法第十五条第八項の規定の適用 非居住者又は外国法人に係る国以外の外国の租税に関する権限のある機関 第三国団体が当該外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる 相当する所得を当該第三国団体に相当するものとした場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課されると したならば当該外国において同条第八項の規定により当該対象利子に対して同項に規定する所得税法又は租税特別措置法の 規定の適用がないものとされる条件と同等の条件により所得税に相当する税の免除を受けることができる場合における当該 第三国団体であつて、かつ、外国 外国の租税に関する権限のある機関
第五項	相手国等の権限ある当局 同項に規定する租税の免除を定める租税条約の規定に 定める	外国居住者等所得相互免除法第十五条第八項の規定の適用を受けるための

第七項	を同項 相手国団体配当等	を前項 相手国団体対象配当等
第八項	前条第一項 特定配当等 次条第一項 構成員条約届出書 当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除 (同項の)	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第三項において準用する前条第一項 特定対象配当等 外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第五項において準用する次条第一項 構成員届出書 外国居住者等所得相互免除法第十五条第七項又は第八項の規定の適用 (租税特別措置法第九条の三の二第一項の)
第八項第二号	租税条約の相手国等	非居住者又は外国法人に係る国以外の外国の租税に関する権限のある機関 非居住者又は外国法人に係る国以外の外国
第八項第五号及び第六号	配当等の	対象配当等の
第八項第十号	相手国等の権限ある当局	非居住者又は外国法人に係る国以外の外国の租税に関する権限のある機関
第九項	平成二十六年一月一日	適用開始日
第十一項	相手国団体上場株式等配当等 前条第八項 特定上場株式等配当等 次条第九項	相手国団体上場株式等対象配当等 外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第三項において準用する前条第八項 特定上場株式等対象配当等 外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第五項において準用する次条第九項
第十二項	前条第十一項又は	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第三項において準用する前条第十一項又は外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第五項において準用する
第十二項第一号	第三国団体上場株式等配当等につき当該第三国団体上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除 配当等の	第三国団体上場株式等対象配当等につき外国居住者等所得相互免除法第十五条第七項又は第八項の規定の適用 対象配当等の
第十二項第二号	第八項に規定する租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第十五条第八項の規定の適用
第十四項	同項第一号 租税条約の相手国等の権限ある当局	第八項第一号 非居住者又は外国法人に係る国以外の外国の租税に関する権限のある機関
第十五項	第三国団体が つき租税の免除を定める当該租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等 相手国等の権限ある当局	第三国団体が当該外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる当該対象利子に相当する所得を当該第三国団体に相当するものの所得とした場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課されるとしたならば当該外国において同条第八項の規定により 対して同項に規定する所得税法又は租税特別措置法の規定の適用がないものとされる条件と同等の条件により所得税に相当する税の免除を受けることができる場合における当該第三国団体であつて、かつ、外国 外国の租税に関する権限のある機関 外国居住者等所得相互免除法第十五条第八項の規定の適用を受けるための
第十六項第一号	を同項 相手国等	を前項 外国

第十六項第二号	第三国団体上場株式等配当等につき当該第三国団体上場株式等配当等に係る租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	第三国団体上場株式等対象配当等につき外国居住者等所得相互免除法第十五条第七項又は第八項の規定の適用
第十六項第三号及び第五号	第二号の租税条約の規定において係る対象配当等	当該第三国団体上場株式等対象配当等に係る外国の法令に基づき
5	租税条約等実施特例省令第二条の五第一項（第六号ホを除く。）から第五項まで及び第七項から第十九項まで（第九項第四号を除く。）の規定は、法第十五条第九項（法第四十二条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）又は第十項の規定の適用がある法第十五条第九項に規定する特定対象配当等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第二条の五第一項第一号から第六号（ホを除く。）まで及び第九号、第四項並びに第七項から第九項までの規定中「特定対象配当等」とあるのは「特定対象配当等」と、同項（第四号を除く。）並びに同条第十二項から第十五項まで、第十七項及び第十八項中「特定上場株式等配当等」とあるのは「特定上場株式等対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第一項	法第三条の二第九項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第十五条第九項
	特定配当等（ 一特定配当等	「特定対象配当等」
	租税条約の規定に基づき軽減又は免除	外国居住者等所得相互免除法第十五条第九項（外国居住者等所得相互免除法第四十二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第十項の規定の適用
	、当該特定配当等	、当該特定対象配当等
	当該租税条約の効力発生日	適用開始日（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十六条第一項に規定する適用開始日をいう。以下同じ。）
	受ける特定配当等	受ける特定対象配当等
第一項第二号	当該租税条約の相手国等	外国（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。）
第一項第三号	配当等で、当該租税条約の規定において	対象配当等（外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項に規定する対象配当等をいう。以下同じ。）で、前号の外国の法令に基づき
第一項第四号	当該租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	外国居住者等所得相互免除法第十五条第九項又は第十項の規定の適用
第一項第五号	配当等の	対象配当等の
第一項第六号イ	配当の	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（以下「外国居住者等所得相互免除法施行規則」という。）第六条第一項において準用する第二条第一項第五号イに規定する対象配当の
第一項第六号ロ	配当に	対象配当に
第一項第六号ハ	利子	対象利子（外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する第二条第一項第五号ロに規定する対象利子をいう。以下同じ。）
第一項第六号ニ	使用料の支払を	外国居住者等所得相互免除法施行規則第六条第一項において準用する第二条第一項第五号ニに規定する対象使用料の支払を
第一項第十号	当該使用料	当該対象使用料
第二項	当該相手国等の権限ある当局	第二号の外国の租税に関する権限のある機関
	特定配当等の	特定対象配当等の
	当該特定配当等	当該特定対象配当等
第四項	配当又は利子	対象利子
	第一項に規定する租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第十五条第十項の規定の適用
	同項	第一項
	当該租税条約の相手国等の権限ある当局	外国の租税に関する権限のある機関
	相手国団体が	相手国団体が当該外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる

	第十七項第 二號	を同項	を前項
	第十七項第 三號	を同項	を前項
	第十七項第 五號	に係る配当等	に係る対象配当等
	第十七項第 五號	第二号の租税条約の規定において	外国の法合に基づき
6	租税条約等実施特例省令第九條の十の規定は、法第十五條第一項から第十項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令第九條の十の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第一項	租税条約の規定に基づき軽減又は免除	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十五條第一項から第十項までの規定の適用	
	第二條第一項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第六條第一項において準用する第二條第一項	
	第二條の二第二項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十五條第一項から第十項までの規定の適用	
	第二條の三第二項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第六條第一項において準用する第二條第一項	
	第二條の四第一項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第六條第一項において準用する第二條第一項	
	第二條の五第一項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第六條第一項において準用する第二條第一項	
	若しくはその	、その事業が管理されている場所の所在地若しくはその	
第三項	第二條第六項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第六條第一項において準用する第二條第六項	
	第二條の二第二項第十一號	同令第六條第二項において準用する第二條の二第二項第十一號	
	第二條の三第一項第十一號	同令第六條第三項において準用する第二條の三第一項第十一號	
	第二條の四第一項第十一號	同令第六條第四項において準用する第二條の四第一項第十一號	
	第二條の五第一項第十號	同令第六條第五項において準用する第二條の五第一項第十號	
7	租税条約等実施特例省令第三條の規定は、外国預託証券（株主との間の株券預託契約に基づき預託を受けた株券に係る株式につき、外国において発行される当該株式に係る権利を表示する有価証券をいう。）に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三號）第二十四條第三項に規定する剰余金の配当につき法第十五條第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第三條中「法第三條の二第二項から第十一項までの」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第十五條第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項の」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第一項	租税条約の相手国等内で	外国（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二條第三号に規定する外国をいう。以下同じ。）において	
	法第三條の二第二項から第十 一項まで又は	外国居住者等所得相互免除法第十五條第一項、第三項、第五項、第七項若しくは第九項（外国居住者等所得相互免除法第四十二條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は	
	相手国等	外国	
第二項	同條第一項、第三項、第五 項、第七項又は第九項（同條 第十項の規定により読み替え て適用される場合を含む。）	これら	
第三項	から第十一項まで	、第三項、第五項、第七項又は第九項	
8	租税条約等実施特例省令第三條の二第二項の規定は法第十五條第十二項において準用する法第七條第七項の規定により読み替えられた所得税法第七十二條第一項第四号に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第三條の二第二項の規定は法第十五條第十三項において準用する法第七條第八項後段の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令第三條の二の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第六條第一項において準用する第二條第一項（第五号ホ及びヘを除く。）から第四項まで、第十項（第三号を除く。）から第十四項まで及び第十七項から第十九項まで、同令第六條第二項において準用する第二條の二第二項（第六号ホを除く。）から第三項まで、第九項（第四号を除く。）から第十三項まで（第八項第四号を除く。）及び第十六項から第十八項まで、同令第六條第三項において準用する第二條の三第一項（第六号ホを除く。）から第三項まで、第七項から第十三項まで（第八項第四号を除く。）及び第十六項から第十八項まで並びに同令第六條第五項において準用する第二條の五第一項（第六号ホを除く。）から第三項まで、第七項、第九項（第四号を除く。）から第十四項まで及び第十七項から第十九項まで		

<p>第一項第一号 法第三条の二十三項において準用する</p>	<p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第十五条第十二項において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第七項の規定により読み替えられた 外国居住者等所得相互免除法第十五条第十二項</p>
<p>第一項第二号から第四号まで 法第三条の二十三項</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第十五条第七項又は第八項</p>
<p>第二項 第三国団体配当等 法第三条の二第七項 相手国等の</p>	<p>第三国団体対象配当等 外国居住者等所得相互免除法第十五条第七項又は第八項 外国において設立された 外国居住者等所得相互免除法第十五条第十三項において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第八項 、外国居住者等所得相互免除法第十五条第十三項において準用する外国居住者等所得相互免除法第七条第八項 申告不要第三国団体対象配当等</p>
<p>9 租税条約等実施特例省令第三条の三第一項の規定は法第十五条第十四項において準用する法第七條第十項後段の規定の適用がある場合について、租税条約等実施特例省令第三条の三第二項の規定は法第十五条第十五項において準用する法第七條第十項後段の規定の適用がある場合について、租税条約等実施特例省令第三条の三第三項の規定は法第十五条第十六項において準用する法第七條第十四項後段の規定の適用がある場合について、租税条約等実施特例省令第三条の三第五項の規定は法第十五条第十八項において準用する法第七條第十八項後段の規定の適用がある場合について、租税条約等実施特例省令第三条の三中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第十四項 同条第十五項第三号</p>	<p>同法第十五条第十三項において準用する同法第七條第九項第三号 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第十五条第十三項（申告不要第三国団体対象配当等に係る分離課税）において準用する同法第七條第八項</p>
<p>第一項 第三条の二第十六項（ 特定利子 同条第十七項第三号 第三条の二第十八項（ 特定収益分配 同条第十九項第四号 第三条の二第二十項（ 申告不要特定配当等 同条第二十一項第四号 第三条の二第二十二項（ 特定懸賞金等 同条第二十三項第四号 第三条の二第二十四項（ 特定給付補てん金等 同条第二十五項第四号</p>	<p>第十五条第十四項において準用する同法第七條第十一項第三号 第十五条第十五項（特定対象収益分配に係る分離課税）において準用する同法第七條第十二項（ 特定対象収益分配 同法第十五条第十五項において準用する同法第七條第十三項第四号 第十五条第十六項（申告不要特定対象配当等に係る分離課税）において準用する同法第七條第十四項（ 申告不要特定対象配当等 同法第十五条第十六項において準用する同法第七條第十五項第四号 第十五条第十七項（特定対象懸賞金等に係る分離課税）において準用する同法第七條第十六項（ 特定対象懸賞金等 同法第十五条第十七項において準用する同法第七條第十七項第四号 第十五条第十八項（特定対象給付補填金等に係る分離課税）において準用する同法第七條第十八項（ 特定対象給付補填金等 同法第十五条第十八項において準用する同法第七條第十九項第四号</p>
<p>10 令第十四条第一項第二号に規定する総務省令、 部を保有されているものに限る。）とする。 （割引債の償還差益に係る所得税の軽減又は非課税の規定の適用を受ける者の還付請求等） 第七條 租税条約等実施特例省令第三条の四の規定は、法第十八条第一項の規定の適用がある租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十二第七項に規定する割引債の同項に規定する償還差益又は法第十八条第二項の規定の適用がある令第十七條第二項に規定する株主等対象償還差益について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令 第三条の四の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>財務省令で定める金融機関は、輸出入銀行（外国の権限のある機関によりその発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を保有されているものに限る。）とする。 （割引債の償還差益に係る所得税の軽減又は非課税の規定の適用を受ける者の還付請求等） 第七條 租税条約等実施特例省令第三条の四の規定は、法第十八条第一項の規定の適用がある租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十二第七項に規定する割引債の同項に規定する償還差益又は法第十八条第二項の規定の適用がある令第十七條第二項に規定する株主等対象償還差益について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令 第三条の四の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>第一項 相手国居住者等は つき法第三条の三第一項</p>	<p>外国居住者等（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。以下同じ。）は つき外国居住者等所得相互免除法第十八条第一項</p>

第一項第一号	第一項第二号	第一項第三号	第一項第六号	第二項	第三項	第四項
氏名、国籍	氏名	管理され、かつ、支配されている 償還差益に係る租税条約の相手国等	管理されている 償還を受ける者に係る外国（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。）	当該相手国等	当該外国	当該相手国等
当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除	外国居住者等所得相互免除法第十八条第一項の規定の適用	法第三条の三第一項	外国居住者等所得相互免除法第十八条第一項	法第三条の三第一項	外国居住者等所得相互免除法第十八条第一項	外国居住者等所得相互免除法第十八条第一項
相手国居住者等	外国居住者等	法第三条の三第一項	外国居住者等所得相互免除法第十八条第一項	相手国居住者等	外国居住者等	外国居住者等所得相互免除法第十八条第二項に定める金額の還付を受けるための
償還差益につき適用される同項に規定する租税条約の規定が当該償還差益に対する所得税の免除を定めるもの（以下この条において「免除規定」という。）	外国居住者等に係る外国の租税に関する権限のある機関	租税条約の相手国等の権限ある当局	外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる当該償還差益に相当する所得を当該外国居住者等に相当する居住者又は内国法人の所得とした場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課せられるとしたならば当該外国において外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項若しくは第二項又は第十八条第一項の規定により当該償還差益に対して所得税を課さないこととされる条件と同等の条件により所得税に相当する税の免除を受けることができる場合における当該外国居住者等であつて、かつ、外国	相手国等の権限ある当局	外国の租税に関する権限のある機関	外国の租税に関する権限のある機関
相手国居住者等	外国居住者等	同項に規定する免除規定に定める	外国居住者等所得相互免除法施行令第十七条第二号に定める金額の還付を受けるための	相手国居住者等	外国居住者等	外国居住者等
を同項	を前項	外国法人は	外国法人（外国居住者等所得相互免除法第十八条第二項に規定する外国法人をいう。以下同じ。）は	を同項	を前項	を前項
株主等償還差益	株主等対象償還差益	法第三条の三第二項	外国居住者等所得相互免除法施行令第十七条第二項	株主等償還差益	株主等対象償還差益	株主等対象償還差益
の名称、	の名称及び	所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所	所在地（	の名称、	の名称及び	所在地（
、その事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地及び	及び	外国法人の株主等である者に係る国	外国法人に係る外国	及び	及び	及び
当該株主等である	当該外国法人の株主等である	前号の株主等である者に係る国	当該外国法人に係る外国	当該株主等である	当該外国法人の株主等である	当該株主等である
のうち当該国との間の租税条約	のうち外国居住者等所得相互免除法第十八条第二項	のうち当該国との間の租税条約	のうち外国居住者等所得相互免除法第十八条第二項	のうち当該国との間の租税条約	のうち当該国との間の租税条約	のうち当該国との間の租税条約

<p>第五項</p> <p>前号の租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除 同号の租税条約 第三号の租税条約の相手国等の権限ある当局 、株主等償還差益</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第十八条第二項の規定の適用 外国居住者等所得相互免除法第十八条第二項 当該外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関 、株主等対象償還差益</p>
<p>第六項</p> <p>株主等償還差益につき適用される同項に規定する租税条約の規定が免除規定 租税条約の相手国等の権限ある当局の当該株主等償還差益 株主等償還差益につき当該免除規定の適用を受けることができる相手国等</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第十八条第二項 還付を受けようとする所得税の額が外国居住者等所得相互免除法施行令第十七条第二項第二号に定める金額 外国法人に係る外国の租税に関する権限のある機関の当該株主等対象償還差益 外国の法令により所得税に相当する税の課税標準となる当該株主等対象償還差益に相当する所得を当該株主等である者に相当する居住者又は内国法人の所得とした場合にその所得に対して当該所得税に相当する税が課せられるとしたならば当該外国において外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項若しくは第四項又は第十八条第二項の規定により当該株主等対象償還差益に対して所得税を課さないこととされる条件と同等の条件により所得税に相当する税の免除を受けることができる場合における当該株主等である者であつて、かつ、外国 外国の租税に関する権限のある機関</p>
<p>第七項</p> <p>租税条約等実施特例省令第九条の十の規定は、法第十八条第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第九条の十第一項中「租税条約の規定に基づき軽減又は免除」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十八条第一項又は第二項の規定の適用」と、「第三条の四第一項」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第七条第一項において準用する第三条の四第一項」と、「若しくはその」とあるのは「、その事業が管理されている場所の所在地若しくはその」と、同条第三項中「第三条の四第三項」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第七条第一項において準用する第三条の四第三項」と読み替へるものとする。</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法施行令第十七条第二項第二号に定める金額の還付を受けるための を前項</p>
<p>第八項</p> <p>租税条約等実施特例省令第九条第一項、第二項及び第五項の規定は、法第十九条第一項の規定の適用がある資産の譲渡により生ずる所得について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令第九条の規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第十九条第一項の規定の適用 三号に規定する外国居住者等は 外国居住者等所得相互免除法第十九条第一項の規定の適用 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十六条第一項に規定する適用開始日</p>
<p>第九項</p> <p>租税条約等実施特例省令第四号第一項、第三項、第五項、第六項、第九項及び第十六項の規定は、法第二十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある同項に規定する報酬又は同条第三項の規定の適用がある所得税法第六十一条第一項第十二号イに掲げる報酬について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令第四号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第十九条第一項の規定の適用 当該 当該外国 支払を受ける者に係る外国居住者等所得相互免除法第一条第三号に規定する外国 管理されている 管理されている</p>
<p>第十項</p> <p>租税条約等実施特例省令第四号第一項、第三項、第五項、第六項、第九項及び第十六項の規定は、法第二十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある同項に規定する報酬又は同条第三項の規定の適用がある所得税法第六十一条第一項第十二号イに掲げる報酬について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令第四号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第十九条第一項の規定の適用 当該 当該外国 支払を受ける者に係る外国居住者等所得相互免除法第一条第三号に規定する外国 管理されている 管理されている</p>
<p>第十一項</p> <p>租税条約等実施特例省令第四号第一項、第三項、第五項、第六項、第九項及び第十六項の規定は、法第二十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある同項に規定する報酬又は同条第三項の規定の適用がある所得税法第六十一条第一項第十二号イに掲げる報酬について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令第四号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第十九条第一項の規定の適用 当該 当該外国 支払を受ける者に係る外国居住者等所得相互免除法第一条第三号に規定する外国 管理されている 管理されている</p>
<p>第十二項</p> <p>租税条約等実施特例省令第四号第一項、第三項、第五項、第六項、第九項及び第十六項の規定は、法第二十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある同項に規定する報酬又は同条第三項の規定の適用がある所得税法第六十一条第一項第十二号イに掲げる報酬について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令第四号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第十九条第一項の規定の適用 当該 当該外国 支払を受ける者に係る外国居住者等所得相互免除法第一条第三号に規定する外国 管理されている 管理されている</p>

その者が恒久的施設（租税条約に規定する恒久的施設のうち国内にあるものをいう。以下この項において同じ。）若しくは固定的施設（租税条約に規定する固定的施設のうち国内にあるものをいう。以下この

外国居住者等（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。以下同じ。）
外国居住者等所得相互免除法第二十条第三項

第一項第一号	氏名、国籍	条において同じ。）を有しないこと若しくはその者が有する恒久的施設若しくは固定的施設に帰せられないこと又は一定の金額を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約、入国の日	、適用開始日（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十六条第一項に規定する適用開始日をいう。以下同じ。） 氏名
第一項第二号	管理され、かつ、支配されている 対価又は報酬に係る租税条約の相手国等		管理されている
第一項第三号	当該相手国等		当該外国
第二項	租税条約の規定により所得税の免除		外国居住者等所得相互免除法第二十条第三項の規定の適用
第三項	相手国居住者等である個人 国内での滞在が年間又は継続する十二月の期間中百八十三日又はそれより短い一定の期間を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約 ほか、当該 当該租税条約の効力発生の日		外国居住者等である非居住者 外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項（第二号に係る部分に限る。以下同じ。） ほか、当該報酬に係る 適用開始日 適用開始日
第三項第一号	氏名、国籍		氏名
第三項第二号	給与又は報酬に係る租税条約の相手国等		支払を受ける者に係る外国
第三項第三号	当該相手国等		当該外国
第五項	租税条約の規定に基づき所得税の免除 相手国居住者等である個人 当該相手国居住者等が固定的施設を有しないこと若しくはその者が有する固定的施設に帰せられないこと、国内での滞在が年間若しくは継続する十二月の期間中百八十三日若しくはそれより短い一定の期間を超えないこと又は国際運輸の用に供される船舶若しくは航空機において行う勤務に基因するものであることを要件とする租税の免除を定める租税条約		外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項又は第三項 外国居住者等である非居住者 外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項又は第三項
第六項	当該租税条約の効力発生の日 同項に規定する租税の免除を定める租税条約 同法		適用開始日 外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項又は第三項 所得税法

（報酬の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となった場合の所得税の還付を受けるための申告書の記載事項等）

第十条 所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第七十条（第二号を除く。）の規定は、法第二十二條第一項第四号に規定する総務省令、財務省令で定める事項について準用する。この場合において、所得税法施行規則第七十条第一号中「法第七十三條第一項」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二條第一項（報酬の支払を受ける外国居住者等が短期滞りとなつた場合の所得に対する相互主義による申告等）」と、同条第三号中「法第七十三條第二項」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二條第二項」と読み替へるものとする。

2 所得税等の非課税等に関する法律第二十二條第二項の規定により読み替へられた所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百九十七條第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項について準用する。この場合において、所得税法施行規則第七十一條第一項中「法第七十一條（退職所得）に規定する退職手当等」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二條第一項（報酬の支払を受ける外国居住者等が短期滞りとなつた場合の所得に対する相互主義による申告等）」に規定する対象人的役務提供報酬」と、同条第二項中「法第七十三條第一項（退職所得の選択課税による還付）」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二條第一項」と、「令」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令第二十条（報酬の支払を受ける外国居住者等が短期滞りとなつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）」において準用する令」と読み替へるものとする。

<p>(給与に対する所得税の非課税の規定の適用を受ける者の届出)</p> <p>第十一条 租税条約等実施特例省令第五条第一項、第二項及び第五項の規定は、法第二十三条第三項の規定の適用がある所得税法第六十一条第一項第十二号ハに掲げる給与について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>第一項 相手国居住者等である個人</p> <p>租税条約の規定に基づき免除 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二条第三号に規定する外国居住者等である非居住者</p> <p>当該租税条約の効力発生の日 外国居住者等所得相互免除法第二十三条第三項の規定の適用</p> <p>氏名、国籍 氏名</p> <p>退職年金等に係る租税条約の相手国等 支払を受ける者に係る外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国</p> <p>当該相手国等 当該外国</p> <p>租税条約の規定に基づき所得税の免除 外国居住者等所得相互免除法第二十三条第三項の規定の適用</p>	<p>第十二条 第十条第一項の規定は、法第二十五条において準用する法第二十一条第四号に規定する総務省令、財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十条第一項中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十五条（給与の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）」において準用する同法第二十一条第一項（と、「第二十二条第二項」とあるのは「第二十五条において準用する同法第二十一条第二項」と読み替えるものとする。）</p> <p>2 第十条第二項の規定は、令第二十二條において準用する令第二十条の規定により読み替えられた所得税法施行令第二百九十七条第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第十条第二項中「第二十二条第一項（報酬の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）」に規定する対象給与」と、「第二十二条第一項」とあるのは「第二十五条（給与の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）」と、「第二十五条（給与の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）」において準用する同法第二十一条第一項（報酬の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）」と、「第二十五条（給与の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）」において準用する同法第二十一条第二項（と、「第二十五条（給与の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）」と読み替えるものとする。）</p> <p>(学生等又は事業修習者の給付に対する所得税の非課税の規定の適用を受ける者の届出)</p> <p>第十三条 租税条約等実施特例省令第八条第一項（第十号を除く。）、第五項及び第十項の規定は、法第二十八条第一項の規定の適用がある同項各号に定める給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令第八条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>第一項 相手国居住者等である個人又は居住者で、学生</p> <p>として、事業、職業若しくは技術の修習者として又は政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの主として勉学若しくは研究のための交付金、手当若しくは奨励金（以下この条において「交付金等」という。）の受領者として国内に一時的に滞在するもの（当該相手国居住者等である個人又は居住者で、日本国政府又はその機関との取決めに基づき、専ら訓練、研究又は勉学のため国内に一時的に滞在するものを含む。）</p> <p>勉学、研究若しくは 又は</p> <p>の給付 の給付（留学生等のうち同号に掲げる者（以下「事業修習者」という。）にあつては、同号に定める給付に限る。以下同じ。）</p> <p>租税条約の規定に基づき免除 外国居住者等所得相互免除法第二十八条第一項の規定の適用</p> <p>、事業、職業又は技術の修習者 、事業修習者</p> <p>当該租税条約の効力発生の日 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十六条第一項に規定する適用開始日</p> <p>効力発生の日 適用開始日</p> <p>氏名、国籍 氏名</p> <p>退職年金等に係る租税条約の相手国等 支払を受ける者に係る外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国</p> <p>当該相手国等 当該外国</p> <p>租税条約の規定に基づき所得税の免除 外国居住者等所得相互免除法第二十三条第三項の規定の適用</p>	<p>学校、 事業所又は研究を行う機関</p> <p>学校又は 事業所</p>
---	---	---

第一項	相手国居住者等である個人	外国居住者等である非居住者
第二項	給付、送金又は交付金等に係る租税条約の相手国等	支払を受ける者に係る外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国
第三項	租税条約の規定に基づき所得税の免除	当該外国
第一項	事業、職業又は技術の修習者	外国居住者等所得相互免除法第二十八条第一項の規定の適用
第九号	事業、職業又は技術の修習者	事業修習者

(所得税の軽減又は非課税の規定の適用を受ける者の届出書等の提出等の特例)

第十三条の二 租税条約等実施特例省令第十四条の二の規定は、第三条第一項において準用する租税条約等実施特例省令第四条第一項、第九項、第十二項、第十三項若しくは第十六項、第六条第一項、第二項若しくは第五項若しくは第九条第一項、第二項若しくは第五項、第三項第二項において準用する租税条約等実施特例省令第九条の十第一項、第六項第一項において準用する租税条約等実施特例省令第二条第一項(第五号ホ及びヘを除く)、第二項、第五項、第六項、第十項(第三号を除く)から第十二項まで、第十五項、第十六項若しくは第十九項、第六項第二項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の二第二項(第六号ホを除く)、第二項、第四項、第五項、第九項(第四号を除く)から第十一項まで、第十四項、第十五項若しくは第十八項、第六項第三項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の三第一項(第六号ホを除く)、第二項、第四項、第五項、第七項から第十一項まで(第八項第四号を除く)、第十四項、第十五項若しくは第十八項、第六項第四項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の四第一項(第六号ホを除く)、第二項、第四項、第五項、第七項から第十一項まで(第八項第四号を除く)、第十四項、第十五項若しくは第十八項、第六項第五項において準用する租税条約等実施特例省令第二条の五第一項(第六号ホを除く)、第二項、第四項、第五項、第七項から第十二項まで(第九項第四号を除く)、第十五項、第十六項若しくは第十九項、第六項第六項において準用する租税条約等実施特例省令第三条の四、第七項第二項において準用する租税条約等実施特例省令第九条の十第一項、第八項において準用する租税条約等実施特例省令第九条第一項、第二項若しくは第五項、第九項において準用する租税条約等実施特例省令第四条第一項、第三項、第五項、第九項若しくは第十六項、第十項、第十一項において準用する租税条約等実施特例省令第五条第一項、第二項若しくは第五項又は前条において準用する租税条約等実施特例省令第八条第一項(第十号を除く)、第五項若しくは第十項の規定の適用がある場合について準用する。

(住民税の非課税の規定の適用を受ける者の届出)

第十四条 租税条約等実施特例省令第十一条の規定は、法第二十八条第一項の規定の適用がある同項各号に定める給付について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十一条中「租税条約が住民税」とあるのは「住民税」と、**ウ**についても適用がある場合には、住民税の」とあるのは「**ウ**」のと、「当該租税条約」とあるのは「(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下「外国居住者等所得相互免除法及び地方税法」と、免除される」とあるのは「課されない」と、「第七条又は第八条」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第十三条において準用する第八条第一項」と、「住民税の免除」とあるのは「住民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる外国居住者等所得相互免除法第二十八条第一項の規定の適用」と、「当該所得が第七条第一項又は第八条第一項若しくは第二項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、それぞれ第七条第一項各号、第八条第一項第一号から第七号まで又は同条第二項各号」とあるのは「同令第十三条において準用する同項」と、「事業、職業若しくは技術の修習者又は交付金等の受領者」とあるのは「又は事業修習者」と、「同項第八号、第九号又は第十号」とあるのは「同令第十三条において準用する同項第八号又は第九号」と読み替えるものとする。

(居住者等の内部取引に係る国税庁長官の確認を受ける場合の手続)

第十五条 第四条の規定は、法第三十条第一項の国税庁長官の確認について準用する。この場合において、第四条中「の外国居住者等」とあるのは「の居住者又は内国法人」と、同条第一号中「管理されている」とあるのは「管理され、かつ、支配されている」と読み替えるものとする。

第十六条 租税特別措置法施行規則(昭和三十三年大蔵省令第十五号)第二十二條の十の二の規定は、令第三十条第三項において準用する租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第三十九條の十二の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税特別措置法施行規則第二十二條の十の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一号	法第六十六条の四の二第一項の申立てをした	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下「外国居住者等所得相互免除法」という。第三十六条第一項の外国における課税上の取扱いに関する申立てを行った
第二号	施行令第三十九条の十二の二第一項第一号	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令(以下「外国居住者等所得相互免除法」という。第三十条第一項第一号
第三号	前号の申立てに係る同条第三十一項に規定する条約相手国等(次号において「条約相手国等」という。)との間の租税条約(法人税法第二条第十二号の十九ただし書に規定する条約をいう。次号において同じ。)に規定する協議の対象	外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者(外国居住者等所得相互免除法第三十五条に規定する特定国外関連者をいう。以下同じ。)との間の国外関連取引(法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。以下同じ。)に係るもの

第三号	第四号	第一号	第二号	第三号	第四号	第一号
<p>施行令第三十九条の十二の二第一項第三号</p> <p>外国居住者等所得相互免除法施行令第三十条第一項第三号</p>	<p>第一号の申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象</p> <p>外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者との間の国外関連取引に係るもの</p> <p>外国居住者等所得相互免除法施行令第三十条第三項において準用する施行令</p>	<p>（外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合等の納税の猶予の特例に係る納税の猶予の申請書類）</p> <p>第十七条 租税特別措置法施行規則第二十二條の十の二の規定は、令第三十一條第二項において準用する租税特別措置法施行令第三十九條の十二の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税特別措置法施行規則第二十二條の十の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>法第六十六條の四の二第一項の申立てをした</p> <p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十七條第一項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十六條第一項の外国における課税上の取扱いに係る申立てを行った</p> <p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十一條第一項において準用する外国居住者等所得相互免除法施行令第三十條第一項第一号</p> <p>第四十條の三の三第二項第一号若しくは法第六十六條の四の三第十四項において準用する法第六十六條の四第二十七項第一号又は法第四十一條の十九の五第十三項において準用する法第四十條の三の三第二十二項第一号若しくは法第六十七條の十八第十三項において準用する法第六十六條の四第二十七項第一号</p> <p>所得税の額又は法人税の</p> <p>外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二條第三号に規定する外国居住者等をいう。以下同じ。）の所得税法第六十一條第一項第一号に規定する事業場等若しくは法人税法第六十八條第一項第一号に規定する本店等と国内事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二條第六号に規定する国内事業所等をいう。以下同じ。）との間の所得税法第六十一條第一号若しくは法人税法第六十八條第一号に規定する内部取引又は居住者の所得税法第九十五條第四項第一号に規定する事業場等若しくは内国法人の法人税法第六十九條第四項第一号に規定する本店等と所得税法第九十五條第四項第一号若しくは法人税法第六十九條第四項第一号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二條第三号に規定する外国に所在するものに限る。以下同じ。）との間の所得税法第九十五條第四項第一号若しくは法人税法第六十九條第四項第一号に規定する内部取引に係るもの</p> <p>外国居住者等所得相互免除法施行令第三十一條第一項において準用する外国居住者等所得相互免除法施行令第三十條第一項第三号</p>	<p>前号の申立てに係る同条第三十一項に規定する条約相手国等（次号において「条約相手国等」という。）との間の租税条約（法人税法第二條第十二号の十九ただし書に規定する条約をいう。次号において同じ。）に規定する協議の対象</p> <p>外国居住者等所得相互免除法施行令第三十一條第一項において準用する外国居住者等所得相互免除法施行令第三十條第一項第三号</p> <p>第六十六條の四第二十七項第一号</p> <p>第六十六條の四の三第十四項において準用する法第六十六條の四第二十七項第三号又は法第六十七條の十八第十三項において準用する法第六十六條の四第二十七項第三号</p> <p>外国居住者等の法人税法第六十八條第一項第一号に規定する本店等と国内事業所等との間の同号に規定する内部取引又は内国法人の同法第六十九條第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等との間の同号に規定する内部取引に係るもの</p> <p>外国居住者等所得相互免除法施行令第三十一條第二項において準用する施行令</p>	<p>（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類）</p> <p>第十八條 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第三條の四第二項の規定は、令第三十二條第三項において準用する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第九條の九の四第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第三條の四の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>政令第九條の九の四第三項に</p> <p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（第三号において「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十二條第三項において準用する政令第九條の九の四第三項に</p> <p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（次号において「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八條第一項に規定する課税上の取扱いに係る申立て</p>	<p>（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類）</p> <p>第十八條 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第三條の四第二項の規定は、令第三十二條第三項において準用する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第九條の九の四第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第三條の四の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>政令第九條の九の四第三項に</p> <p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（第三号において「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十二條第三項において準用する政令第九條の九の四第三項に</p> <p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（次号において「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八條第一項に規定する課税上の取扱いに係る申立て</p>	<p>法第五十五條の二第一項の申立て</p> <p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（次号において「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八條第一項に規定する課税上の取扱いに係る申立て</p>

<p>第二項 第二号</p> <p>法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する申告納付すべき法人税割の額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割の額</p>
<p>第二項 第三号</p> <p>政令</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第三十二条第三項において準用する政令</p>
<p>2 第二項</p> <p>政令第四十八条の十五の三第三項に</p>	<p>令第三十二条第六項において準用する地方税法施行令第四十八条の十五の三第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第十条の二の九の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>第二項 第一号</p> <p>法第三百二十一条の十一の二第一項の申立て</p>	<p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令(第三号において「外国居住者等所得相互免除法」という。)(第三十二条第六項において準用する政令第四十八条の十五の三第三項に)</p>
<p>第二項 第二号</p> <p>法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額</p>	<p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(次号において「外国居住者等所得相互免除法」という。)(第三十二条第六項において準用する政令)</p>
<p>第一項 第三号</p> <p>政令</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第三十二条第六項において準用する政令</p>
<p>3 第二項</p> <p>政令第三十二条の二第四項に</p>	<p>令第三十二条第十項において準用する地方税法施行令第三十二条の二第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第五条の二の三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>第二項 第一号</p> <p>法第七十二条の三十九の二第一項の申立て</p>	<p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令(第三号において「外国居住者等所得相互免除法」という。)(第三十二条第十項において準用する政令第三十二条の二第四項に)</p>
<p>第二項 第二号</p> <p>法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項に規定する申告納付すべき所得割の額若しくは付加価値割の額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割の額若しくは付加価値割の額</p>
<p>前号の申立てに係る条約相手国等(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国等をいう。)(との間の相互協議(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。))の対象</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項の法人と当該法人に係る特定国外関連者(外国居住者等所得相互免除法第三十五条に規定する特定国外関連者をいう。)(との間の国外関連取引(租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。)(、外国居住者等(外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。)(の法人税法第三百三十八条第一項第一号に規定する本店等と国内事業所等(外国居住者等所得相互免除法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。)(との間の法人税法第三百三十八条第一項第一号に規定する内部取引又は内国法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等(外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。)(との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの</p>

第二項 第三号	政令 外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第十項において準用する政令
<p>(法第三十九条に規定する国税庁長官の通知)</p> <p>第十九条 法第三十九条第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号</p> <p>二 第一号の課税上の取扱いに関する申立てが行われた日</p> <p>三 第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額（法第三十九条第一項に規定する法人税額をいう。）の事業年度（法第二条第七号に規定する事業年度をいう。第三項第三号において同じ。）及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度（法第三十二条第一項に規定する課税事業年度をいう。第三項第三号において同じ。）</p> <p>四 第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る地方法人税額（租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第三号に掲げる更正決定に係る地方法人税額をいう。第三項において同じ。）</p> <p>五 その他参考となるべき事項</p> <p>2 法第三十九条第二項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号</p> <p>二 第一号の課税上の取扱いに関する申立てについて令第三十二条第一項各号に掲げる場合に該当することとなった日</p> <p>三 その他参考となるべき事項</p> <p>3 法第三十九条第三項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号</p> <p>二 第一号の課税上の取扱いに関する申立てが行われたと認める場合において法第三十二条第一項の国税庁長官の確認が行われた日</p> <p>三 前号の国税庁長官の確認に基づく法人税額（法第三十九条第三項に規定する法人税額をいう。）の事業年度及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度</p> <p>四 第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る地方法人税額</p> <p>五 その他参考となるべき事項</p> <p>4 法第三十九条第六項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法第三十八条第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号</p> <p>二 第一号の課税上の取扱いに関する申立てが行われた日</p> <p>三 第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額の課税標準とされた所得（法第三十九条第六項に規定する法人税額の課税標準とされた所得をいう。）の事業年度（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十三第一項に規定する事業年度をいう。第六項第三号において同じ。）</p> <p>四 その他参考となるべき事項</p> <p>5 法第三十九条第七項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法第三十八条第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号</p> <p>二 第一号の課税上の取扱いに関する申立てについて令第三十二条第八項各号に掲げる場合に該当することとなった日</p> <p>三 その他参考となるべき事項</p> <p>6 法第三十九条第八項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法第三十八条第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号</p> <p>二 第一号の課税上の取扱いに関する申立てが行われたと認める場合において法第三十二条第一項の国税庁長官の確認が行われた日</p> <p>三 前号の国税庁長官の確認に基づく法人税額の課税標準とされた所得（法第三十九条第八項に規定する法人税額の課税標準とされた所得をいう。）の事業年度</p> <p>四 その他参考となるべき事項</p> <p>(国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類等)</p> <p>第二十条 地方税法施行規則第十条の二の第三第二項の規定は、令第三十三条第四項において準用する地方税法施行令第四十八条の九の十九第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第十条の二の三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
<p>第二項 政令第四十八条の九の十九第三項に</p>	<p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号。以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十三条第四項において準用する政令第四十八条の九の十九第三項に</p>
<p>第二項 法第三百二十一條の七の十三第一項の申立て</p>	<p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十条第二項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項に規定する課税上の取扱いに関する申立て</p>
<p>第二項 法第三百二十一條の七の十三第一項</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第四十条第二項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項</p>

<p>第二項 政令</p>	<p>第四十条の三の三第二十二項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。）前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象</p>	<p>第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の三第二十二項第一号 市町村民税の納税義務者の所得税法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等と同号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの 外国居住者等所得相互免除法施行令第三十三条第四項において準用する政令</p>
<p>2 前条第一項から第三項まで（第一項第四号及び第三項第四号を除く。）の規定は、法第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第一項 第三十九条第一項に規定する総務省令、財務省令</p> <p>第一項第一号 第三十八条第一項</p> <p>第一項第三号 法人番号</p> <p>第一項第三号 法人税額（法 法人税額を</p>	<p>第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する法 第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項に規定する総務省令、財務省令 第四十条第二項において準用する法第三十八条第三項 市町村民税の納税義務者の氏名、住所 個人番号 所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第四十条第四項において準用する法 所得税の額の計算の基礎となつた所得 年分</p>
<p>第二項 第三十九条第二項</p> <p>第二項第一号 第三十八条第一項</p> <p>第二項第二号 第三十八條第一項</p> <p>第二項第一号 法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号</p> <p>第三項 第三十二条第一項各号</p> <p>第三項第一号 第三十九条第三項に規定する総務省令、財務省令</p> <p>第三項第二号 第三十八條第一項</p> <p>第三項第三号 法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号</p> <p>第三項第三号 法人税額（法 法人税額を</p> <p>事業年度及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度</p>	<p>第三十九条第二項 第三十八條第一項</p> <p>第三十八條第一項</p> <p>第三十八條第一項</p> <p>法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号</p> <p>第三十二条第一項各号</p> <p>第三十九条第三項に規定する総務省令、財務省令</p> <p>第三十八條第一項</p> <p>法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号</p> <p>法人税額（法 法人税額を</p> <p>事業年度及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度</p>	<p>第四十条第四項において準用する法第三十九条第二項 第四十条第二項において準用する法第三十八條第三項 市町村民税の納税義務者の氏名、住所及び個人番号 第三十二条第二項において準用する法第三十二条第四項各号 第四十条第四項において準用する法第三十九条第三項に規定する総務省令、財務省令 第四十条第二項において準用する法第三十八條第三項 市町村民税の納税義務者の氏名、住所及び個人番号 所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第四十条第四項において準用する法 所得税の額の計算の基礎となつた所得 年分</p>
<p>3 地方税法施行規則第六条の九第二項の規定は、令第三十三条第七項において準用する地方税法施行令第三十五条の四の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第六条の九の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第二項 政令第三十五条の四の二第三項に</p> <p>第二項 法第七十二条の五十七の二第二項の申立て</p> <p>第二項 法第七十二条の五十七の二第二項</p> <p>第二項 法第七十二条の五十七の二第二項</p> <p>第四十一条の三の三第二十二項第一号（同法 第四十一条の十九の五第十三項において準 用する場合を含む。）</p>	<p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号。以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十二条第七項において準用する政令第三十五条の四の二第三項に 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項に規定する課税上の取扱いに関する申 外国居住者等所得相互免除法第四十条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項 第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の三第二十二項第一号</p>
<p>前号の申立てに係る条約相手国等（法第七 十二条の五十七の二第二項に規定する条約 相手国等をいう。）との間の相互協議（同項</p>	<p>外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいい、事業を行う個人に限る。）の所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等と国内事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。）との間の所得税法第六十一条第一号に規定する内部取引又は事業を行う居住者の所得税法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等と同号</p>	<p>外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいい、事業を行う個人に限る。）の所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等と国内事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。）との間の所得税法第六十一条第一号に規定する内部取引又は事業を行う居住者の所得税法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等と同号</p>

に規定する相互協議をいう。次条において同じ。の対象

に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの

外国居住者等所得相互免除法施行令第三十三条第七項において準用する政令

4 前条第四項から第六項までの規定は、法第四十条第七項において準用する法第三十九条第六項から第九項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項 政令		
第三号		
第四項	第三十九条第六項に規定する総務省令、財務省令	第四十条第七項において準用する法第三十九条第六項に規定する総務省令、財務省令
第四項第一号	第三十八号第五項	第四十条第五項において準用する法第三十八号第五項
第四項第二号	法人の名称、代表者	事業税の納税義務者の氏名
第四項第三号	法人番号	個人番号
第四項第三号	法人税額の課税標準とされた所得	所得税の額の計算の基礎となった所得
	(法)	(法第四十条第七項において準用する法
第五項	事業年度（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十三第一項に規定する事業年度をいう。第六項第三号において同じ。）	年分
第五項第一号	第三十九条第七項	第四十条第七項において準用する法第三十九条第七項
第五項第二号	第三十八号第五項	第四十条第五項において準用する法第三十八号第五項
第五項第三号	法人の名称、代表者	事業税の納税義務者の氏名
第五項第四号	法人番号	個人番号
第五項第五号	法人税額の課税標準とされた所得	所得税の額の計算の基礎となった所得
	(法)	(法第四十条第七項において準用する法
第六項	第三十九条第八項に規定する総務省令、財務省令	第四十条第七項において準用する法第三十九条第八項に規定する総務省令、財務省令
第六項第一号	第三十八号第五項	第四十条第五項において準用する法第三十八号第五項
第六項第二号	法人の名称、代表者	事業税の納税義務者の氏名
第六項第三号	法人番号	個人番号
第六項第三号	法人税額の課税標準とされた所得	所得税の額の計算の基礎となった所得
	(法)	(法第四十条第七項において準用する法
事業年度		年分

(報告金融機関等による報告事項の提供)

第二十一条 租税条約等実施特例省令第十六条の第十二第十項（第一号に係る部分に限る。）から第十三項までの規定は法第四十一条の二第一項（令第三十三条の二第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の第十二第十項の規定は報告金融機関等（法第四十一条の二第一項において同じ。）が電子情報処理組織（法第四十一条の二第一項第一号に規定する電子情報処理組織をいう。次条第一項において同じ。）を使用して報告事項（法第四十一条の二第一項に規定する報告事項をいう。第三項において同じ。）を法第四十一条の二第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続について、租税条約等実施特例省令第十六条の第十二第十項の規定は同号に規定する総務省令、財務省令で定める方法について、同条第十六項の規定は法第四十一条の二第一項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める記録用の媒体について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の第十二第十項の六第一項とあるのは「報告対象国（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十一条の二第一項」と、同号ハ中「報告対象国」とあるのは「報告対象国（外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第二項第一号に規定する報告対象国をいう。以下同じ。）」と、同号ワ中「法第十条の十第一項」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の三第一項」と、同条第十五項中「報告事項」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第二項第一号に規定する報告事項」と読み替えるものとする。

2 法第四十一条の二第二項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める外国は、台湾とする。

3 租税条約等実施特例省令第十六条の第十三第一項の規定は報告金融機関等が法第四十一条の二第一項の規定により報告事項を提供した場合について、租税条約等実施特例省令第十六条の第十三第二項（第五号から第七号までに係る部分に限る。）の規定は法第四十一条の二第四項に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の第十三第三項の規定は法第四十一条の二第五項に規定する総務省令、財務省令で定める日について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の第十三第一項中「次項各号」とあるのは「次項第五号から第七号まで」と、同条第二項第五号中「報告事項」とあるのは「報告事項（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十一条の二第一項に規定する報告事項をいう。以下この号において同じ。）」を」と、同項第六号中「前各号」とあるのは「前号」と、法第十条の七」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第三項において準用する法第十条の七第一項」と読み替えるものとする。

(報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供)

第二十二条 租税条約等実施特例省令第十六条の十九第四項から第七項までの規定は法第四十一条の三第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の十九第八項の規定は報告暗号資産交換業者等（法第四十一条の三第一項に規定する報告暗号資産交換業者をいう。次項において同じ。）が電子情報処理組織を使用して報告事項（法第四十一

二年政令第四十三号。附則第十二条において「旧租税特別措置法施行令」という。改正令第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第十二号。附則第十四条第二項において「旧震災特例法施行令」という。）、改正令第十一条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）及び改正令第二十四条の規定による改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十二号）の規定に基づく第一条の規定による改正前の法人税法施行規則（附則第四条の二において「旧法人税法施行規則」という。）、第二条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（附則第十二条及び第十三条において「旧租税特別措置法施行規則」という。）、第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（附則第四条の二において「旧震災特例法施行規則」という。）、第七条の規定による改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令、第九条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令、第十三条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則及び第十八条の規定による改正前の法人税法施行規則の一部を改正する省令の規定は、なおその効力を有する。

附則（令和二年九月三〇日総務省令第九四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日総務省・財務省令第二号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（所得税の軽減又は非課税の規定の適用を受ける者の届出書等の提出等の特例に関する経過措置）

2 改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第十三条の二の規定は、令和三年四月一日以後に行う同条において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号）第十四条の二第九項第二号に規定する電磁的方法による同条第一項に規定する届出書等記載事項の提供について適用する。

附則（令和三年九月一七日財務省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年六月二八日総務省・財務省令第四号）

（施行期日）

1 この省令は、令和八年一月一日から施行する。

（報告金融機関等による報告事項の提供に関する経過措置）

2 改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）第二十一条第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の各年の十二月三十一日において報告金融機関等（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この項において「改正法」という。）第十五条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「新法」という。）第四十一条の二第一項に規定する報告金融機関等をいう。次項において同じ。）との間でその新法第四十一条の二第一項に規定する営業所等を通じて同項に規定する特定取引を行った者が締結している同項の報告対象契約に係る報告事項（同項に規定する報告事項をいう。次項において同じ。）の提供について適用し、施行日前の各年の十二月三十一日において改正法第十五条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の二第一項に規定する報告金融機関等との間でその同項に規定する特定取引を行った者が締結していた同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。

3 報告金融機関等が施行日以後に新法第四十一条の二第一項の規定により報告事項（同項の規定により提供すべき期限が令和九年四月三十日及び令和十年四月三十日であるものに限る。）の提供をする場合における新規則第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「同号ハ」とあるのは、「場合 次に掲げる事項」とあるのは、「場合 次に掲げる事項（報告金融機関等が保有する令第六条の三第二十四項第四号に規定する特定取引データベースに当該報告対象契約に係る特定取引（令和七年十二月三十一日以前に行われたものに限る。）を行つた者に係るハ（二）に係る部分に限る。）又はへに掲げる事項が記録されていない場合には、その記録されていない事項を除く。」と、同号ハ」とする。